

資 料

○奈井江町防災会議条例

昭和38年1月24日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、奈井江町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 奈井江町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 奈井江町水防計画に関し調査審議すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 知事の部内の職員から町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその内部の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 砂川地区広域消防組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 砂川地区広域消防組合奈井江消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号から第4号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ若干名とする。
- 7 委員の任期は当該職務にある期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(防災協力員)

第5条 防災会議は、災害の予防及び情報を収集するため防災協力員を置く。

2 防災協力員は、次の者を町長が任命する。

(1) 連合区長

(2) 新砂川農業協同組合奈井江支所長

(3) 奈井江町商工会会長

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則 (昭和40年9月30日条例第23号)

この条例は、昭和40年10月1日より施行する。

附 則 (昭和51年6月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年10月2日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年9月24日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年2月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月24日条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日条例第9号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

○奈井江町防災会議運営規程

昭和40年10月1日規程第42号

(趣旨)

第1条 奈井江町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び奈井江町防災会議条例（昭和38年条例第1号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である奈井江町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(議事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。

(会長への委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和40年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規程第8号）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に奈井江町事務吏員若しくは技術吏員又はその他の職員に任命されている者は、奈井江町辞令規程別表第1項の規定による辞令を受けたものとみなす。

○奈井江町災害対策本部条例

昭和38年 1 月24日 条例第 2 号

改正 平成25年 3 月29日 条例第10号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき奈井江町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日 条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

○奈井江町災害対策本部運営規程

昭和40年10月1日規程第1号

改正 昭和52年9月22日訓令第3号	昭和56年9月28日訓令第9号
平成元年3月27日規程第2号	平成13年3月22日規程第1号
平成14年3月26日規程第4号	平成15年3月18日規程第3号
平成16年12月29日規程第21号	平成19年3月26日規程第8号
平成22年3月30日規程第5号	平成24年3月30日規程第10号
平成27年3月31日規程第14号	平成28年9月30日規程第21号
平成29年3月31日規程第8号	平成29年9月29日規程第23号
平成30年3月28日規程第6号	令和元年6月28日規程第 号

(趣旨)

第1条 奈井江町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び奈井江町災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

（災害対策副本部長）

第2条 災害対策副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。

（災害対策本部員）

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 企画財政課長
- (3) 会計課長
- (4) 町民生活課長
- (5) 保健福祉課長
- (6) 産業観光課長
- (7) 建設環境課長
- (8) 教育委員会事務局長
- (9) 議会事務局長
- (10) 町立国保病院事務長

（対策班）

第4条 本部に対策班を置く。ただし、災害の状況により、その一部を設置しないことができる。

- (1) 総務・統括班
- (2) 広報・財務班
- (3) 避難対策・救護班
- (4) 農政・商工班
- (5) 建設・環境班
- (6) 教育班
- (7) 支援班

2 班長は町長の部局の課長をもって充てる。ただし、教育班長は教育委員会事務局長、支援班長は議会事務局長とする。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、災害対策に関し災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議し、その推進に当たる。

(本部の庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課防災交通係が担当する。

附 則

この規程は、昭和40年10月1日から施行する。

附 則 (昭和52年9月22日訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年9月28日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月27日規程第2号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月22日規程第1号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日規程第4号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日規程第3号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月29日規程第21号)

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日規程第8号)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に奈井江町事務吏員若しくは技術吏員又はその他の職員に任命されている者は、奈井江町辞令規程別表第1項の規定による辞令を受けたものとみなす。

附 則 (平成22年3月30日規程第5号)

この規程は、奈井江町課設置条例の一部を改正する条例(平成22年条例第7号)の施行の日(平成22年4月1日)から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規程第10号)

この規程は、奈井江町課設置条例の一部を改正する条例(平成24年条例第9号)の施行の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第14号)

この規程は、奈井江町課設置条例の一部を改正する条例(平成27年条例第7号)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

附 則 (平成28年9月30日規程第21号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規程第8号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月29日規程第23号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規程第21号)

資 料

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規程第 号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

別表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

中空知 5 市 5 町防災に関する協定

中空知 5 市 5 町（芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町。以下「構成市町」という。）は、防災に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、平常時及び災害時における防災に関して、構成市町が相互に協力することにより、平常時における災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、構成市町住民の生活を支える事を目的とする。

（平常時における相互協力）

第 2 条 構成市町は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施し若しくは相互に協力するものとする。

- （1） 地域防災計画その他各構成市町が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供
- （2） 各構成市町が実施する防災訓練への協力参加
- （3） 情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
- （4） 構成市町の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催
- （5） 構成市町の備蓄状況及び連絡窓口などの情報共有並びに定期的情報交換の実施
- （6） 広域的な対応が必要となる事項の調整及び調査研究
- （7） その他この協定の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互応援）

第 3 条 構成市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、この協定書に定めるところにより、他の構成市町に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合など、真にやむを得ない事情が有る場合を除き、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第 4 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水、燃料及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋
- （2） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋

- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供又はあつ旋
- (4) 被災者への緊急避難場所又は一時宿泊施設の提供及びあつ旋
- (5) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項
(応援要請手続)

第5条 被災市町が応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、要配慮者の有無、世帯数及び人数
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項
(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 応援のため派遣された職員は、原則として被災市町の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号から第4号に掲げる応援経費については、原則として被災市町の負担とする。
- (2) 第4条第5号に掲げる応援の経費については、応援市町の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 構成市町は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書10通を作成し、構成市町長が署名の上、各1通を保有する。

平成28年7月5日

芦別市長	今野 宏
赤平市長	菊島 美寿
滝川市長	前田 康吉
砂川市長	善岡 雅文
歌志内市長	村上 隆興
奈井江町長	北 彦 浩
上砂川町長	奥山 光一
浦臼町長	斉藤 純雄
新十津川町長	熊田 義信
雨竜町長	西野 尚志

中空知5市5町防災に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、中空知5市5町防災に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援職員の公務災害等)

第2条 協定第4条第5号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。ただし、派遣場所において応急治療した場合の治療費は被災市町の負担とする。

(損害賠償)

第3条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの、及び被災市町への往復の途中において生じたものについては、応援市町が賠償責任を負う。

(経費の負担方法)

第4条 協定第7条第1号の規定により、被災市町が負担すべき経費については、応援市町が一時繰替支弁するものとする。ただし、あっ旋した物資、資機材及び車両等の経費についてはこの限りでない。

2 応援市町は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災市町に請求する。

(1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

(2) 携行又は貸与した車両、機械器具、及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く）

3 前項に定める請求は、応援市町の長の名による請求書により、関係書類を添付して、被災市町長に請求する。

4 前2項の規定により難しいときは、応援市町及び被災市町が協議して定める。

(応援職員の身分表示等)

第5条 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食料等を携行するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定第8条第1項の規定による連絡担当部局を定めたときは、該部局名、責任

資 料

者及び補助者の職・氏名並びに電話・ファクシミリ番号（勤務時間外の場合も含む）を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

（その他）

第7条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、構成市町が協議して定めるものとする。

この実施細目を証するため本書10通を作成し、構成市町長が署名の上、各1通を保有する。

平成 28 年 7 月 5 日

芦別市長	今野 宏
赤平市長	菊島 美孝
滝川市長	前田 永吉
砂川市長	善剛 雅文
歌志内市長	村上 隆興
奈井江町長	北 彦 浩
上砂川町長	奥山 光一
浦白町長	奇藤 純雄
新十津川町長	熊田 義信
雨竜町長	西野 尚志

資料

○ 災害協定締結一覧

(令和元年9月現在)

協定名	締結年月日	協定先	協定の概要
■ 災害応急対策			
奈井江町所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定	平成18年 7月24日	奈井江建設協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報連絡網・協力実施体制の構築 ○ 施設の被害対応及び災害応急対策
北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	平成22年 5月28日	北海道開発局 (札幌開発建設部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次災害の防止に資する応急措置の準備 ○ 土木施設の被害状況の把握
大規模災害時等の連携に関する協定	平成26年 10月28日	陸上自衛隊 第11旅団 第10即応機動連隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相互の連携により迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施
災害時協力協定	平成26年 9月29日	一般財団法人 北海道電気保安協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設の電力復旧に係る応急対策の措置
■ 生活物資等供給対策			
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	平成20年 9月11日	北海道コココーラボ トリング(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対応型自動販売機の電光掲示板による各種情報の提供 ○ 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
災害等の発生時における奈井江町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	平成22年 8月10日	北海道エルピーガス 災害対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所へのLPガス供給及び供給に必要な関連機器の設置 ○ LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
災害時における物資の緊急・救援輸送時に関する協定	平成29年 3月30日	札幌地区トラック協会 滝川支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大型貨物自動車による災害復旧用資機材、救援物資の輸送
災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	平成29年 8月29日	(株)セブン-イレブ ン・ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料品、飲料水、日用品、その他指定物資の調達・販売 ○ 店舗の営業継続や再開
包括連携協定	平成30年 5月9日	ヤマト運輸(株) 千歳主管支店	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の物資輸送・物資拠点の協力
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	平成31年 2月14日	空知地方石油業 協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の石油の優先給油 ○ 給油所での帰宅困難者や被災者への情報提供等の支援
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	平成31年 4月1日	新砂川農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の石油の優先給油 ○ 給油所での帰宅困難者や被災者への情報提供等の支援

資 料

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	令和元年 9月18日	(株)セコマ	○食料品、飲料水、日用品、その他生活物資の避難所等への配送
■ その他対策			
災害発生時における奈井江郵便局と奈井江町の協力に関する協定	平成26年 6月27日	日本郵便(株) 奈井江郵便局	○避難者避難先等の情報の相互提供 ○郵便局ネットワークによる広報活動
災害発生時における地図製品等の供給等に関する協定	平成31年 2月19日	(株)ゼンリン	○災害時に(株)ゼンリン著作の地図等の提供 ○関係機関や住民との情報共有を行い、災害対策の効率化を支援
災害に係る情報発信等に関する協定	平成31年 4月1日	ヤフー(株)	○災害時の町ホームページアクセス負担軽減を図る ○町の防災に関する各種情報をヤフーサービス上に掲載する

指定避難所（8施設）

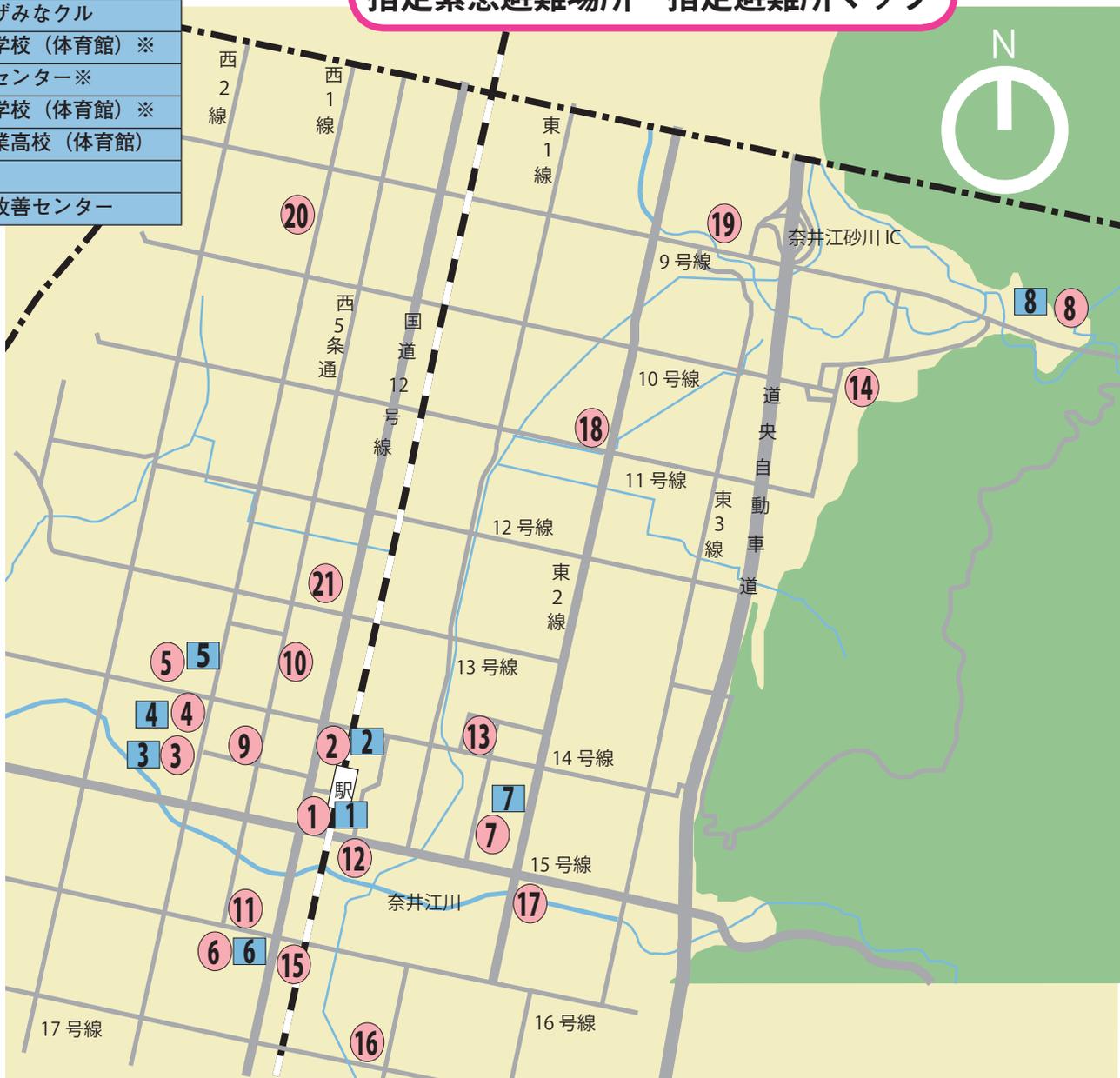
番号	施設名
1	文化ホール
2	交流プラザみなクル
3	奈井江中学校（体育館）※
4	社会教育センター※
5	奈井江小学校（体育館）※
6	奈井江商業高校（体育館）
7	体育館
8	農業構造改善センター

※印は浸水の可能性がある場合は避難所が変更となります

【資料】奈井江町

指定緊急避難場所・指定避難所マップ

至 砂川市



至 美唄市

指定緊急避難場所（21箇所）

番号	施設名	対象災害	
		洪水	地震
1	文化ホール（広場等）	○	○
2	交流プラザみなクル（広場等）	○	○
3	奈井江中学校（グラウンド）	※○	○
4	社会教育センター（広場等）	※○	
5	奈井江小学校（グラウンド）	※○	○
6	奈井江商業高校（グラウンド）	○	○
7	体育館（広場等）	○	○
8	農業構造改善センター（広場等）	○	○
9	奈井江町役場（広場等）	※○	○
10	北町コミュニティ会館	※○	○
11	南町コミュニティ会館	○	
12	東町コミュニティ会館	○	○
13	東町生活館	○	
14	向ヶ丘生活館	○	
15	茶志内連合会館	○	
16	京極会館	○	
17	宮村農業集落センター	○	
18	巖島農業集落センター	○	
19	白山農業集落センター	○	
20	大和連合会館	※○	○
21	道の駅「ハウスヤルビ奈井江」	○	○

※印は浸水の可能性がある場合は避難場所が変更となります

【指定避難所とは】

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設となります。

【指定緊急避難所とは】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるために洪水や地震などの災害の種類ごとに、緊急避難する広場や建物等の施設となります。